

令和2年第1回玉城町議会定例会会議録（第4号）

- 1 招集年月日 令和2年3月4日（水）
- 2 招集の場所 玉城町議会本会議場
- 3 開 議 令和2年3月16日（月）（午前9時00分）
- 4 出席議員 （13名）

1番 福田 泰生	2番 渡邊 昌行	3番 谷口 和也
4番 津田久美子	5番 前川さおり	6番 山路 善己
7番 中西 友子	8番 北 守	9番 坪井 信義
10番 奥川 直人	11番 山口 和宏	12番 風口 尚
13番 小林 豊		
- 5 欠席議員 なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長 辻村 修一	副町長 田間 宏紀	教育長 中西 章
会計管理者 東 博明	総務政策課長 中西 元	税務住民課長 田村 優
保健福祉課長 藤川 健	産業振興課長 西野 公啓	建設課長 中村 元紀
教育事務局長 中西 豊	上下水道課長 真砂 浩行	病院老健事務局長 中世古憲司
生涯教育課長 平生 公一	地域づくり推進室 里中 和樹	防災対策室長 山口 成人
生活環境室長 見並 智俊	地域共生室長 奥野 良子	監査委員 中村 功
- 7 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 山下 健一	同書記 川口 文香	同書記 尾中 亮太
--------------	-----------	-----------
- 8 議事日程
 - 第 1 会議録署名議員の指名

6番 山路 善己 君
7番 中西 友子 君
 - 第 2 議案第 2号 玉城町集客交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について（討論・採決）
 - 第 3 議案第 3号 玉城町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の制定について（討論・採決）
 - 第 4 議案第 4号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について（討論・採決）
 - 第 5 議案第 5号 玉城町使用料条例の一部改正について（討論・採決）
 - 第 6 議案第 6号 玉城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について（討論・採決）

- 第 7 議案第 7 号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について (討論・採決)
- 第 8 議案第 8 号 玉城町道路占用料徴収条例の一部改正について (討論・採決)
- 第 9 議案第 9 号 玉城町町営住宅管理条例の一部改正について (討論・採決)
- 第 10 議案第 10 号 玉城町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について (討論・採決)
- 第 11 議案第 11 号 玉城町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部改正について (討論・採決)
- 第 12 議案第 12 号 玉城町介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部改正について (討論・採決)
- 第 13 議案第 13 号 玉城町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について (討論・採決)
- 第 14 議案第 14 号 玉城町消防団条例の一部改正について (討論・採決)
- 第 15 議案第 15 号 定住自立圏形成協定の変更について (討論・採決)
- 第 16 議案第 16 号 町道の認定について (討論・採決)
- 第 17 議案第 17 号 令和元 (2019) 年度玉城町一般会計補正予算 (第 4 号) (討論・採決)
- 第 18 議案第 18 号 令和元 (2019) 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号) (討論・採決)
- 第 19 議案第 19 号 令和元 (2019) 年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算 (第 2 号) (討論・採決)
- 第 20 議案第 20 号 令和元 (2019) 年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号) (討論・採決)
- 第 21 議案第 21 号 令和元 (2019) 年度玉城町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号) (討論・採決)
- 第 22 議案第 22 号 令和元 (2019) 年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) (討論・採決)
- 第 23 議案第 23 号 令和元 (2019) 年度玉城町病院事業会計補正予算 (第 2 号) (討論・採決)
- 第 24 議案第 24 号 令和元 (2019) 年度玉城町水道事業会計補正予算 (第 3 号) (討論・採決)
- 第 25 議案第 25 号 令和元 (2019) 年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算 (第 2

- 号) (討論・採決)
- 第26 議案第26号 令和元(2019)年度玉城町下水道事業会計補正予算(第3号) (討論・採決)
- 第27 議案第27号 令和元2年度玉城町一般会計予算(討論・採決)
- 第28 議案第28号 令和元2年度玉城町国民健康保険特別会計予算(討論・採決)
- 第29 議案第29号 令和元2年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算(討論・採決)
- 第30 議案第30号 令和元2年度玉城町山村振興事業特別会計予算(討論・採決)
- 第31 議案第31号 令和元2年度玉城町農業集落排水事業特別会計予算(討論・採決)
- 第32 議案第32号 令和元2年度玉城町介護保険特別会計予算(討論・採決)
- 第33 議案第33号 令和元2年度玉城町後期高齢者医療特別会計予算(討論・採決)
- 第34 議案第34号 令和元2年度玉城町病院事業会計予算(討論・採決)
- 第35 議案第35号 令和元2年度玉城町水道事業会計予算(討論・採決)
- 第36 議案第36号 令和元2年度玉城町介護老人保健施設事業会計予算(討論・採決)
- 第37 議案第37号 令和元2年度玉城町下水道事業会計予算(討論・採決)
- 第38 発議第1号 閉会中の継続審査の申し出について(追加議案)

(午前9時00分 開会)

開会の宣告

○議長(山口 和宏) 開会いたします。

ただ今の出席議員数は13名で定足数に達しております。

よって、令和2年第1回玉城町議会定例会第4日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

第1 会議録署名議員の指名

○議長(山口 和宏) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において

6番 山路 善己 君

7番 中西 友子 君

の2名を指名します。

第2 議案第2号から議案第14号

○議長(山口 和宏) これから、議事に入ります。

日程第2 議案第2号 玉城町集客交流施設の設置及び管理に関する条例の制定についてないし日程第14 議案第14号 玉城町消防団条例の一部改正についてのうち6件を、一括議題にします。

ただいま、一括議題となりました各議案については、総務産業常任委員会及び教育民生常任委員会に付託され、審査が終了し、委員会審査報告書が提出されております。はじめに、総務産業常任委員会 委員長の報告を求めます。

(議長と呼ぶ声あり)

○議長(山口 和宏) 総務産業常任委員会 委員長 北 守 君

○総務産業常任委員会委員長(北 守) 議長から 総務産業常任委員会審査の報告を求められましたので、只今、議題となっております 議案について、委員会審査の経過並びに、結果をご報告いたします。

去る3月9日の本会議において、本委員会に付託されました、4件の議案審査を、3月10日午前8時59分から第1委員会室において、町長、副町長及び教育長、並びに 関係職員の出席のもと7名の委員により審査を行いました。その審査内容の詳細については、会議録をご高覧いただくこととし、委員会審査において議論となりました主な事項の報告及び、審査結果をご報告いたします。

議案第2号 玉城町集客交流施設の設置及び、管理に関する条例の制定について

委員から、集客、地域活性化の拠点としての位置づけ、役割、特徴をどのように持たせていくのか、またその手法はどのようなものか。元気バスを利用し、町民が集客交流施設を利用しやすい状況づくりについてはどうか。第5条 損害賠償等に定める「町長が特にやむを得ない事情があると認めるときは、この限りではない。」この条文の解釈について、委託業者との契約は一般の賃貸借契約のみで特段損害賠償を規定する契約が結ばれていないが、どのように取り扱うのか。との質問に対し、

総務政策課参与から、100人委員会での意見も踏まえ、玄甲舎周辺施設の一つの拠点として集客交流施設を考えている。集客交流施設は、業者委託シカフェを設置運営するほか、行政が指導助言を行いながら、各種イベントの開催や、ワークショップなど一般の方が利用可能なスペースを設け、集客促進を図っていく。元気バスについては、生涯現役促進協議会設立時に昇降場所として足を運んでいただける環境が整っているが、さらに利便性の向上を図っていきたいとの答弁がありました。

また、使用者の損害賠償責任については、集客交流施設賃貸借契約及び、本条例の規定

に基づき履行し、損害賠償責任を負うことが基本となるが、契約書にうたわれていない事案や、前段条文に定める規定について解釈しがたい特殊な事案について補足する規定として読み取りいただきたいとの答弁がありました。この他、いくつかの質問がありましたが、本案に対する討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、本案を、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号 玉城町廃棄物の処理及び、清掃に関する条例の制定について委員から、本条例は、廃棄物の処理を明確にし、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図っていくための条例であり、町民また、事業者の理解と協力は必要不可欠である。町民等への周知、広報をどのように行い、推進していくのか。また、罰則規定を設けていないのはなぜか、との質問に対し

生活環境室参与から、まちとして、ごみの減量化、リサイクルの推進、不法投棄の抑止を図るため、ホームページ上の例規集に条例の掲載を行う、また広報誌で条例制定を周知するとともに、リサイクルの徹底を促し、町民、事業者のみなさまの理解と協力を得たい。

また、罰則規定については、第21条「改善命令」及び、第22条「措置命令」の規定に基づき、注意喚起、指導や命令を行い、是正を求めることとし、罰則規定までは設けない考えであるとの答弁がありました。この他に多数の意見や質問がありましたが、本案に対する討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、本案を、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号 玉城町道路占用料徴収条例の一部改正については、太陽光発電設備等の占用に関する協議事案について質問がありましたが、本案に対する討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、本案を原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号 玉城町消防団条例の一部改正について

委員から、玉城町消防団員の資格条件を広げる改正内容であるが、消防団員確保の現状と、第3条「任命」に定める団員資格の解釈について質問がなされ、

総務政策課参与から、玉城町消防団員定数は70名であるが、現状は定数割れの状況である。団員が婚姻によって町外転出し退団するケースも多い。また、自治区で新規団員の選出が困難なところもあり、消防団員の維持、確保の観点から、居住条件及び年齢条件を広げたものである。団員資格の解釈で、「勤務する」とあるのは、町内に住所を有しない場合でも、職務遂行に支障のない程度の居住圏内であり在勤の者であれば引き続き消防団員の資格を有する者と解するとの答弁がありました。

この他、消防団員の分限及び、懲戒の手続きの規定に関する質問がありましたが、討

論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、本案を原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、総務産業常任委員会に付託されました議案の審査結果報告といたします。

- 議長（山口 和宏） 以上で、総務産業常任委員会 委員長の報告は終わりました。これから、委員長の報告に対する質疑を行います。発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで、総務産業常任委員会 委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、教育民生常任委員会 委員長の報告を求めます。

（議長と呼ぶ声あり）

- 議長（山口 和宏） 教育民生常任委員会 委員長 渡邊 昌行 君

- 教育民生常任委員会委員長（渡邊 昌行） 議長から、教育民生常任委員会審査の報告を求められましたので、ただ今、議題となっております議案について、委員会審査の経過並びに、結果をご報告申し上げます。

去る3月9日の本会議において、本委員会に付託されました2件の議案審査を、3月10日午前10時30分から、第1委員会室において、町長、副町長および教育長並びに関係職員の出席のもと、6名の委員により審査を行いました。

その審査内容の詳細については、会議録をご高覧いただくこととし、委員会審査において議論となりました主な事項の報告及び、審査結果をご報告いたします。

はじめに、議案第5号 玉城町使用料条例の一部改正について

委員から、入場料金、使用料について、障がい者割引が規定されていないが、公共施設の利用料金については、障がい者割引が設定されている場合が殆どである。本条例で、その考えは無かったのか、また今後の方針をお聞きする。との問いに、

教育委員会参与から、本条例の一部改正時には、障がい者割引の考えはなかったが、今後においては、ユニバーサルな視点に立った施策立案を行う。施設の料金体系については再考するとの答弁がありました。この他、学生や在勤者の使用料、町外在住者が混在する団体等の使用料徴収額の考え方など意見がありましたが、本案に対する討論はなく、採決の結果「挙手全員」で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号 玉城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についての議案審査結果は、質疑、討論はなく、採決の結果「挙手全員」で、本案を原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、教育民生常任委員会に付託されました議案の審査結果報告といたします。
○議長（山口 和宏）以上で、教育民生常任委員会 委員長の報告は終わりました。
これから、委員長の報告に対する質疑を行います。
発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

質疑なしと認めます。
これで、教育民生常任委員会委員長の報告に対する質疑を終わります。
これから、議案ごとに討論・採決を行います。

はじめに、議案第2号 玉城町集客交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について討論を行います。
討論はありませんか。

（「議事進行」の声あり）

「討論なし」と認めます。
討論を終わります。
これから、議案第2号を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は委員長の報告のとおり決定することに
賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。
したがって、議案第2号 玉城町集客交流施設の設置及び管理に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号 玉城町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の制定について、討論を行います。
討論はありませんか。

（「議事進行」の声あり）

「討論なし」と認めます。
討論を終わります。
これから、議案第3号を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は委員長の報告のとおり決定することに
賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。

したがって、議案第3号 玉城町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。

討論を終わります。

これから、議案第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに

賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

したがって、議案第4号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 玉城町使用料条例の一部改正について、討論を行います。
討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに

賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

したがって、議案第5号 玉城町使用料条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号 玉城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。
これで討論を終わります。
これから、議案第6号を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は委員長の報告のとおり決定することに
賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

したがって、議案第6号 玉城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について、討論を行います。
討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。
これで討論を終わります。
これから、議案第7号を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は委員長の報告のとおり決定することに
賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

したがって、議案第7号 玉城町国民健康保険条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 玉城町道路占用料徴収条例の一部改正について、討論を行います。
討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。
これで討論を終わります。
これから、議案第8号を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は委員長の報告のとおり決定することに
賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

したがって、議案第8号 玉城町道路占用料徴収条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号 玉城町町営住宅管理条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに

賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

したがって、議案第9号 玉城町町営住宅管理条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 玉城町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに

賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

したがって、議案第10号 玉城町水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 玉城町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第11号を採決します。

これで討論を終わります。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに

賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

したがって、議案第11号 玉城町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 玉城町介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに

賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

したがって、議案第12号 玉城町介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 玉城町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第13号を採決します。

これで討論を終わります。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は委員長の報告のとおり決定することに
賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

したがって、議案第13号 玉城町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正につ
いては、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 玉城町消防団条例の一部改正について討論を行います。
討論はありませんか。

「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。
これで討論を終わります。
これから、議案第14号を採決します。
これで討論を終わります。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は委員長の報告のとおり決定することに
賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

したがって、議案第14号 玉城町消防団条例の一部改正については、委員長の報告
のとおり可決されました。

次に、議案第15号 定住自立圏形成協定の変更について討論を行います。
討論はありませんか。

「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。
これで討論を終わります。
これから、議案第15号を採決します。
これで討論を終わります。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は委員長の報告のとおり決定することに
賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

したがって、議案第15号 定住自立圏形成協定の変更については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 町道の認定について討論を行います。

討論はありませんか。

「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第16号を採決します。

これで討論を終わります。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに

賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

したがって、議案第16号 町道の認定については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第17 議案第17号 令和元(2019)年度玉城町一般会計補正予算(第4号) ないし日程第37 議案第37号 令和元2年度玉城町下水道事業会計予算を一括議題にします。

ただいま、一括議題となりました各議案については予算決算常任委員会に付託され、審査が終了し委員会審査報告書が提出されております。

予算決算常任委員会委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長 坪井 信義 君

○**予算決算常任委員会(委員長 坪井 信義)** 議長から、予算決算常任委員会審査の報告を求められましたので、ただ今、議題となっております21件の議案について委員会審査の経過並びに結果をご報告いたします。

去る3月9日の本会議において、本委員会に付託されました議案第17号 令和元年度 玉城町一般会計補正予算(第4号) ないし議案第26号 玉城町下水道事業会計補正予算(第3号) についての各会計補正予算議案審査並びに、議案第27号 令和元2年度玉城町一般会計予算ないし議案第37号 玉城町下水道事業会計予算の当初予算議案審査を、3月10日 午前11時10分から、第1委員会室において、町長、副町長並びに教育長、関係職員の出席と議長同席のもと、12名の委員により実施いたしました。

補正予算審査においては、補正の内容について執行部に補足説明を求め、歳入歳出予算補正事項別明細書をもとに、慎重に審査を行いました。

その審査内容の詳細は、会議録をご高覧いただくこととし、委員会審査において議論となりました主な事項の報告と結果をご報告いたします。

まず、議案第17号 令和元年度玉城町一般会計補正予算（第4号）は、歳入1款：町税について、滞納繰越に対する取り組み状況と今後の方針、歳出補正2款：総務費 各基金積立金補正において、基金を活用した今後の事業計画と将来の財政見通しについての質疑、防犯カメラ設置工事請負費 63万6千円増額の内容について、地方創生推進費における地域おこし協力隊の取り組み状況、3款：民生費 元気バス運行委託料 163万3千円増額補正の内容と運営状況、10款：教育費 文化財費 修繕料 100万円増額の内容について質疑がありました。

なお、委員からは、防犯カメラ設置工事請負費補正に関して、防犯効果を向上させるため、学校通学路を所管する教育委員会をはじめ、各関係部署と連携し迅速な対応をなされたいとの意見や、8款：道路管理等補助業務委託料減額補正に関連して、自治区への要望に対応するための予算確保について意見がなされました。

このほか全体を通して、補正内容の詳細及び、事業概要について質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果、本案を原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号 令和元年度 国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、歳入5款：繰入金 出産育児一時金繰入金 112万円減額補正に関連して、出生率の動向について質疑がありましたが、本案に対する討論はなく、採決の結果「挙手全員」で、本案を原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号 令和元年度 玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第2号）ないし議案第25号 令和元年度 玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）については、いずれも質疑、討論はなく、採決の結果「挙手全員」で、本案を原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号 令和元年度 玉城町下水道事業会計補正予算（第3号）については、排水量の増額補正と、支出における宮川流域下水道維持管理負担金 2千235万9千円の減額補正の算定について質問がありましたが、本案に対する討論はなく、採決の結果「挙手全員」で、本案を原案のとおり可決すべきものと決しました。

つづいて、各当初予算議案審査の経過について申し上げます。

令和2年度各会計当初予算の議案審査は、各款ごとに、所管課長より補足説明及び、施策の説明を求めた後、予算が、住民の福祉の増進を図ることを基本とし、政策（経営）計画と合理的かつ有機的に結びついているか、また健全財政を維持しつつ、自主性及び、自立性が十分に発揮される予算編成であるかを主眼におき、慎重に審査をいたしました。

まず、議案第27号 令和元2年度玉城町一般会計について、歳入1款：町税において、滞納繰越の実態と徴収見込み、15款：使用料及び、手数料において、住民票等コンビニ交付開始に伴う手数料収入の見込みとマイナンバーカードの交付状況、17款：県支出金 農業水路等長寿命化・防災減災事業費県補助金の概要について質疑がありました。

歳出予算については、会計年度任用職員制度施行に伴う人件費の算定について、2款：総務費 友好姉妹都市調査代行手数料の計上に係る今後の事業計画、3款：民生費 要支援者管理システム保守委託料の計上に係る同システムの運用状況、10款：教育費 体育センター維持補修工事請負費1千982万円の計上に係る今後の施設管理計画について、ほか、各款をとおして委託料、補助金について、事業費積算の詳細及び、事業概要についての質疑、意見交換が行われました。

質疑の後、1名の委員からマイナンバーカードの利用促進、会計年度任用職員制度の運用及び、人件費の財源活用の点に疑義がある趣旨の反対討論がありましたが、採決の結果、「挙手多数」で、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号 令和元2年度玉城町国民健康保険特別会計予算については、歳入：滞納繰越の実態と徴収見込みについて質疑がなされた後、1名の委員からマイナンバーカードの健康保険証利用について賛同しない趣旨の反対討論がありましたが、採決の結果、「挙手多数」で、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号 令和元2年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算については、貸付金償還システムの運用状況について質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号 令和元2年度玉城町山村振興事業特別会計予算については、入湯税の収入見込みについて質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号 令和元2年度玉城町農業集落排水事業特別会計予算については、企業会計への移行について質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号 令和元2年度玉城町介護保険特別会計予算ないし、議案第37号 令和元2年度玉城町下水道事業会計予算については、質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算決算常任委員会に付託されました議案審査結果報告といたします。

○議長（山口 和宏）以上で、予算決算常任委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りします。

予算決算常任委員会委員長の報告に対する質疑は省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認めます。

したがって、予算決算常任委員会委員長の報告に対する質疑は省略することに決定しました。

これから、議案ごとに討論・採決を行います。

はじめに、議案第17号 令和元（2019）年度玉城町一般会計補正予算（第4号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「議事進行」の声あり）

「討論なし」と認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第17号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

挙手全員です。

したがって、議案第17号 令和元（2019）年度玉城町一般会計補正予算（第4号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号 令和元（2019）年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「議事進行」の声あり）

「討論なし」と認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第18号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

挙手全員です。

したがって、議案第18号 令和元（2019）年度玉城町国民健康保険特別会計補正予

算（第4号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号 令和元（2019）年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「議事進行」の声あり）

「討論なし」と認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第19号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

挙手全員です。

したがって、議案第19号 令和元（2019）年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号 令和元（2019）年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「議事進行」の声あり）

「討論なし」と認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第20号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

挙手全員です。

したがって、議案第20号 令和元（2019）年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号 令和元（2019）年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「議事進行」の声あり）

「討論なし」と認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第21号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員です。

したがって、議案第21号 令和元(2019)年度玉城町介護保険特別会計補正予算(第4号)は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号 令和元(2019)年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第22号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員です。

したがって、議案第22号 令和元(2019)年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号 令和元(2019)年度玉城町病院事業会計補正予算(第2号)について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第23号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員です。

したがって、議案第23号 令和元(2019)年度玉城町病院事業会計補正予算(第2号)は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号 令和元（2019）年度玉城町水道事業会計補正予算（第3号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「議事進行」の声あり）

「討論なし」と認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第24号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

挙手全員です。

したがって、議案第24号 令和元（2019）年度玉城町水道事業会計補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号 令和元（2019）年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「議事進行」の声あり）

「討論なし」と認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第25号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

挙手全員です。

したがって、議案第25号 令和元（2019）年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）は、委員長の報告の通り可決されました。

次に、議案第26号 令和元（2019）年度玉城町下水道事業会計補正予算（第3号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「議事進行」の声あり）

「討論なし」と認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第26号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員です。

したがって、議案第26号 令和元(2019)年度玉城町下水道事業会計補正予算(第3号)は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号 令和元2年度玉城町一般会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

(議長と呼ぶ声あり)

7番 中西 友子君

○7番(中西 友子) 議案第27号 令和元2年度玉城町一般会計予算について、反対の立場で意見を述べます。

まずは会計年度任用職員制度です。本町は任期付職員を除き会計年度任用職員をパートタイムのみの雇用をすると以前からの説明で聞いております。これは県もパートタイムのみの雇用ということと対象者がいないということでした。フルタイムについても必要であれば設置することも可能であると聞いておりましたので、今後フルタイムは設置することだと思っていました。また、対象者には何回も面接、説明をし決定したというお話も聞き信頼をしておりました。しかしどうでしょう他の県内の状況をみるとフルタイム7時間45分、パートタイムフル未満、週何時間との標記の市町でもフルタイム38時間45分、パートタイムフル未満としており、本町のように週35時間、パートタイム20時間としているところは見当たりません。また令和2年1月31日には総務省より会計年度任用職員施行に向けた質疑応答についてを見てもパートタイム会計年度任用職員として任用することを目的に例えば週5日勤務の職について1日当たりの勤務時間を7時間30分にするなど勤務時間をフルタイム会計年度任用職員よりもわずかに短くしても差し支えないのかの問いに対し会計年度任用職員の任用に当たっては、職務内容や標準的な職務の量に応じた適切に勤務時間を設定することは必要である。また、単に勤務条件の確保等に伴う財政上の制約を理由として、合理的な理由なく短い勤務時間を設定しフルタイムでの任用について抑制を図ることは、適正な任用、勤務条件の確保という改正法の趣旨に添わないものである。こうしたことからパートタイム会計年度任用職員として位置付けることを目的として、例えば勤務時間をフルタイム会計年度任用職員よりも一日あたり15分短くするなど、わずかに短く設定することは、適切ではないとしています。本町のほか、県内の自治体より少ない時間設定はフルタイム設定をしないために抑制を図ったととらえることもできます。町長は絆の大切さを事あるごとにいわれておりますが、今回の会計年度任用職員に対する対応は非正規として町で仕事をしていただいている方に対してひどい仕打ちと私は判断いたしました。フルタイムの設置と会計年度任用職員の働きやすい環境改善を望みます。

続いてマイナンバーカードを利用した健康保険証の推進について発言します。

骨太方針2019はマイナンバーカードの健康保険証利用について、診療時における確実な本人確認と保健資格確認を可能とし、2021年から本格運用しました。厚労省は医療情報化基金へ昨年度費2.6倍の768億円を計上しました。全国の医療機関と薬局へマイナンバーカードによる本人確認の目的で顔認証リーダ端末とシステム導入としています。同基金の設置主体である社会保険診療報酬支払基金が同端末を一括購入して、医療機関へ提供します。厚労省は顔認証リーダの価格を1台10万円と見積ります。また、オンライン資格確認システム導入へ145億円を計上します。マイナンバーカードと受信データをリンクさせ医療費削減をねらっていると思われます。また、骨太方針2019は自治体の法定外繰入削減や保険料徴収協会の努力が足りない場合に備えて自治体への交付金の減算、罰金措置が必要と明記しました。これを受けた厚労省は2020年度予算に自治体の努力に応じて、交付金増減額する保健所努力支援制度へ国費1,412億円を盛り込みました。直に自治体の法定外繰入解消について新たに市町村目標や赤字解消目標と計画が未確定に対する市町村などのマイナス点を設定しました。国、労働省は強引に削減を進めるつもりです。そのほかに町の65周年の予算を計上する必要なしと考えます。その理由は5年前に60周年記念を盛大にしたこと、財政が厳しいというなら10年ごとの開催で問題と思います。また、玄甲舎の利用につき、1名分の人件費が計上されていますが、日常的な業務となるため、一人分の計上では足りないと考えます。また、生涯現役協議会の方々にも協力を求めることも、この形態を考えると納得できるものではありません。長期的な内容を視野に入れているのなら、町の職員を充てるのが望ましいのではないのでしょうか。玄甲舎の指定管理者制度活用の答弁もありましたが、適切ではないと思います。長い目で見た管理運営をしていただきたい。以上の理由をもって反対とします。

○議長（山口 和宏） 次に賛成者の質問を許します。

（議長と呼ぶ声あり）

3番 谷口 和也君

○3番（谷口 和也） ただ今の反対討論に対し、賛成の立場で討論をさせていただきます。議案第27号 令和元2年度玉城町一般会計予算 2款 総務費 1項 総務管理費における社会保障、税番号制度システムに関する委託料および使用料に関するもの、会計年度任用職員制度に関するものと理解しております。この2点、大きな反対理由である2点について賛成の立場で討論をさせていただきます。まず、マイナンバー制度についてですが、これまでも国の方針に沿って進められ、現在においても様々なところで利用されています。このマイナンバー制度は、目指すところは行政手続きを無駄なく正確に行い住民の利便性の向上と行政の効率化を図ることだと考えます。社会保障税番号システムによる一元的な管理は複数の機関に存在する個人の情報を同一人物の情報であると認識することにより、住民の身分証明となり、給付金などの不正受給の防止と公平公

正な社会の実現に寄与するものと考えます。また、行政においては、様々な支援を必要な人に届けることが責務であり、よってこの制度に関する予算は自治体にとって必要なものであると考えます。

また、会計年度任用職員については、令和元年9月議会にて可決された条例に基づくものであり、承認すべきと考えております。以上のことを以って、議案第27号 令和元2年度玉城町一般会計予算は去る3月10日の予算決算常任委員会においても可決されていることから、適正であると認め賛成討論といたします。

○議長（山口 和宏） 他にありませんか。これで討論を終わります。

これから、議案第27号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数です。

したがって、議案第27号 令和元2年度玉城町一般会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号 令和元2年度玉城町国民健康保険特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

（議長と呼ぶ声あり）

7番 中西 友子君

○7番（中西 友子） 議案第28号 令和元2年度玉城町国民健康保険特別会計予算について、反対の立場で意見を述べます。

マイナンバーカードを利用した健康保険証の推進について発言します。「骨太方針2019」マイナンバーカードの健康保険証利用について、診療時における確実な本人確認と保健資格確認を可能と2021年3月から本格運用するとしました。厚労省は医療情報化支援基金へ昨年度比2.6倍の768億円を計上しました。全国の医療機関と薬局へマイナンバーカードによる本人確認の目的で顔認証リーダー端末とシステム導入を進めるとしてあります。同基金の摂取主体である社会保険診療報酬支払基金が同端末を一括購入して、医療機関へ提出します。厚労省は顔認証リーダーの価格を1台10万円と見積ります。また、オンライン資格確認導入へ145億円計上します。マイナンバーカードと受信データーをリンクさせ更なる医療費削減をねらっています。また「骨太方針2019」は全自治体の法定繰入削減や保険料徴収強化の努力が足りない場合を備えて、自治体への交付金の減算、つまり罰金処置が必要と明記しました。これを受けた厚労省は2020年度予算に自治体の努力に応じて、交付金増減額する保険者支援制度へ国費1,412億円を盛り込みました。特に自治体への法定外繰入解消について新たに市町村目標や赤

字解消目標と計画が未策定の市町村に対するマイナス点などを設定しました。国、厚労省は強引に公費削減を進めるつもりです。以上の理由により賛同できません。以上を以って反対の理由とします。

○議長（山口 和宏） 次に賛成者の質問を許します。

（議長と呼ぶ声あり）

1 番 福田 健生君

○1 番（福田 泰生） 議長のお許しをいただきましたので、議案第28号 令和元2年度玉城町国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

医療費が年々高騰しております。全国的に見ますと約3%のアップをしております。玉城町では医療費の支払い、がん検診や健康事業をはじめとした検診、健康事業の延伸に力を注いでいます。現在、新型コロナウイルスがパンデミック状態であり、世界的な流行であるなか、日本国内においては、検査等に保険適用がされています。先ほどの反対討論の理由は社会保障、税番号制システム、整備補助金に関するものととられています。この補助金により、購入されるシステムは改正健康保険法、こちらと関係していますが、この法案は2019年5月の国会の場において、十分な検討の上で可決成立しております。予算書の中にマイナンバーカードの予算が入っているということで、反対というのであれば、予算の組み換え等の案を発議して反対討論を行う必要があるのではないのでしょうか。町民の方々には先に申し上げたように、新型コロナウイルスによる不安がある中でマイナンバーカードに対し、住民に不安を負わすことなく、払拭することが私たち議員としての役目ではないのでしょうか。この予算案については、予算決算常任委員会においてもすでに可決しており、その結果を尊重すべきであると考えます。以上により、議案第28号 令和元2年度玉城町国民健康保険特別会計予算について、適正な予算だと思われしますので、賛成討論といたします。

○議長（山口 和宏） 他にありませんか。

（「議事進行」の声あり）

これで、討論を終わります。

これから、議案第28号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（多数挙手）

挙手多数です。

したがって、議案第28号 令和元2年度玉城町国民健康保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

討論採決の途中ですが、コロナウイルス対策のため、15分休憩をとらせていただきます。

(午前 10 時 00 分 休憩)

(午前 10 時 15 分 再会)

○議長(山口 和宏) 再会します。休憩前に引き続き討論採決を行います。

次に、議案第 29 号 令和元 2 年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第 29 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員です。

したがって、議案第 29 号 令和元 2 年度玉城町 住宅新築資金等貸付事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 30 号 令和元 2 年度玉城町山村振興事業特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第 30 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員です。

したがって、議案第 30 号 令和元 2 年度玉城町山村振興事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 31 号 令和元 2 年度玉城町農業集落排水事業特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第31号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員です。

したがって、議案第31号 令和元2年度玉城町農業集落排水事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号 令和元2年度玉城町介護保険特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第32号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員です。

したがって、議案第32号 令和元2年度玉城町介護保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号 令和元2年度玉城町後期高齢者医療特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第33号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

举手全員です。

したがって、議案第33号 令和元2年度玉城町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号 令和元2年度玉城町病院事業会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第34号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は举手願います。

(全 員 挙 手)

举手全員です。

したがって、議案第34号 令和元2年度玉城町病院事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号 令和元2年度玉城町水道事業会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第35号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は举手願います。

(全 員 挙 手)

举手全員です。

したがって、議案第35号 令和元2年度玉城町水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号 令和元2年度玉城町介護老人保健施設事業会計予算について
討論を行います。

討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。
これで、討論を終わります。
これから、議案第36号を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員です。

したがって、議案第36号 令和元2年度玉城町介護老人保健施設事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号 令和元2年度玉城町下水道事業会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。
これで、討論を終わります。
これから、議案第37号を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員です。

したがって、議案第37号 令和元2年度玉城町下水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎追加議案 日程第38 発議第1号

これより、追加議案の審議を行います。

次に、日程第38 発議第1号 閉会中の継続審査の申し出について を議題にします。
議会運営委員会委員長から、委員会において審査する事件につき、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。
したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。

本定例会に付された事件は、すべて終了しました。
したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。
したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。
これで、令和2年 第1回 玉城町議会定例会を閉会します。

閉会の挨拶

閉会にあたり、町長、挨拶を願います。

町長 辻村 修一 君

○町長(辻村 修一) 閉会にあたり挨拶を申し上げます。今期定例会に提案のすべての議案についてご審議をいただき、原案承認をいただきました。ありがとうございました。この内容の従って町政執行にあたらせていただきたいと思います。引き続きご指導のほどをお願い申し上げます。また、新型コロナウイルスの感染対策防止いつじましては町の取組みはご承知のとおり、行事の縮小、あるいはイベントの中止等の対策を講じさせていただいておるわけでございますけど、ご承知のとおり世界各国では新たに感染が確認され、国内でもそういう状況が生まれておるのが毎日の情報になっております。冷静にひとつひとつ対策を講じて、一日も早くコロナウイルスが終息できるように町として、町のみなさんにできるだけの対策をお願いしていかなばならんと思っておるわけでございます。引き続きよろしくお願い申し上げます。閉会の挨拶といたします。

○議長(山口 和宏) 令和2年第1回定例会の終了にあたり一言ご挨拶をさせていただきます。

本定例会に付議された37議案をすべて承認いただきましたこと、議員各位におかれまして感謝しております。また、これをふまえ、町長はじめ行政職員一丸となって令和2年度予算執行に向けてご尽力いただきますようよろしくお願いいたします。また先ほど、町長のほうからお話がありました新型コロナウイルスの感染が日本、自治体、感染が拡大しておる状況でございます。この議会中におかれましても、議員各位に、行政確認いただき、行政各位にいろんな提案申し上げて議会運営に対して協力いただきましたこと感謝申し上げる次第でございます。また新型コロナウイルスに関しましては、個々が十分に気を付けていただき、今後の議員活動に邁進していただきますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

(午前10時23分 閉会)